

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

IFRS in Focus

IASBが、「負の補償を伴う期限前償還要素 (IFRS第9号の修正)」を公表

目次

背景

修正点

認識の中止とならない金融負債の条件変更または交換

発効日および経過措置

さらなる情報

国際会計基準審議会 (IASB) は、負の補償を伴う期限前償還要素に関するIFRS第9号「金融商品」の修正を公表した。

- 本狭い範囲の修正は、「合理的な追加の補償」という考え方によって生じた意図しない結果を改善している。本修正により、オプション保有者が早期終了に対する補償を「受け取る」こととなり得る期限前償還オプションを有する金融資産が、特定の要件を満たす場合にSPPI要件を満たすことを認めている。
- 本修正は、2019年1月1日以降開始する年度に適用され、早期適用が認められている。
- 本修正には、結論の根拠において、条件変更または交換されるが認識の中止とならない金融負債の適切な会計処理についてのIASBの見解が含まれている。

背景

本修正の前に、IFRS第9号B4.1.11項(b)では、金融商品の早期終了に対する「合理的な追加の補償」を含む金額で負債性金融商品を期限前償還することは、元本および元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フロー (SPPI) を生じるという条件に該当することを規定している。この「補償」という用語が、負の補償、すなわち、オプションを行使する当事者が早期終了に対する補償を他の当事者に支払うのではなく、他の当事者から「受け取る」場合を含むかどうかについての実務上の疑問が生じた。

補償は、借手と借手の両方が満期日より前にローンを終了するオプションを有しており、期限前償還の金額が、関連するベンチマーク金利の変動を反映する補償を含む場合に、負となることがあり得る。どちらかの当事者による早期償還時に、関連するベンチマーク金利がローンの当初認識時から下落した場合には、貸手はローンの残存期間にわたる失われた金利収益の現在価値を表す金額を受け取ることになる。反対に、関連性のあるベンチマーク金利が上昇した場合には、借手がローンの残存期間にわたる金利の変動の影響を表す金額を受け取ることになる。実務上、当該金額は、借手が貸手に支払う際の元本の未払額とネットされる。

IASBは、IFRS第9号を適用する際に、これらの金融商品がSPPI要件を満たさず、FVTPLでの測定が必要となることを懸念した。そのような期限前償還要素は、企業向けローンや個人向け不動産担保ローンのような貸付商品に存在する。

修正点

IFRS第9号の修正により、期限前償還要素がSPPI要件を満たすかどうかを評価するためには、オプションを行使する当事者が期限前償還の理由に関わりなく、期限前償還の合理的な補償を支払うかまたは受け取る場合であることを明確にしている。言い換えると、負の補償を伴う期限前償還要素は、自動的にSPPI要件を満たさないわけではない。

詳細は下記Webサイト参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

www.deloitte.com/jp/ifrs

見解

本修正の公開草案では、IASBは、合理的な補償に加えて、金融資産がSPPIテストに合格するために、期限前償還の公正価値が僅少であることも提案した。この2番目の要件を含める目的は、行使される可能性が低い(その結果、公正価値が僅少である)負の期限前償還要素を持つ金融資産に修正の範囲を限定することであった。しかしながら、回答者からのフィードバックは、2番目の要件は意図した目的を達成するのに有効ではないことを示した。その主な理由は、完全な期限前償還要素の公正価値は、負の補償が生じる可能性のみを反映するのではなく、正の補償が生じる可能性や影響も反映するからである。結果として、本修正の最終化にあたって、提案された2番目の要件は、確認しないことを決定した。

認識の中止とならない金融負債の条件変更または交換

IASBは、負の償還要素を持つ期限前償還オプションについて審議した際に、認識の中止とならない条件変更または交換が行われた金融負債の会計処理についての検討も行われた。具体的には、負債が認識の中止とならないにもかかわらず、条件変更の日に償却原価の修正から損益が認識されるかどうかについて検討された。この論点は、IASBの解釈指針委員会での議論から生じたものである。審議会は、本IFRS第9号の修正に、この問題に関する2つの項を結論の根拠に追加する機会を得た。これらの項において、審議会は、金融資産の条件変更の場合と同じ会計処理となるという見解を示している。総額での帳簿価額が変更された場合には、直ちに純損益の利得または損失となる。

発効日および経過措置

本修正は、2019年1月1日以降開始する事業年度に遡及的に適用され、早期適用が認められる。本修正が最初に適用される時点に応じて、IFRS第9号の適用開始日と関連して、特別な経過措置が設けられている。

さらなる情報

本修正および設例は、professionalまたはcomprehensive eIFRS subscription向けのIFRS財団のウェブサイトから入手することができる。本修正は、次回更新されるunaccompanied Standards¹に組み込まれる予定であり、それは登録ユーザーが無料で入手可能である。その更新は、2018年の早い時期を予定している。

本修正に関する質問がある場合、通常のデロイトの連絡先に伝えるか、またはグローバルチームのメンバーに連絡をとってください。

¹ IFRS 財団のウェブサイトの以下のページを通じて入手できる。(http://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/)

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイト トーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 11,000 名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2017. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.